

22 日獣発第 330 号  
平成 23 年 2 月 14 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根 義久  
(公印及び契印の押印は省略)

## 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う農林水産省の対応

今般、平成 23 年 2 月 2 日付け 22 総合第 1538 号及び 22 生畜第 2064 号並びに 2 月 4 日付け 22 消安第 8647 号、22 総合第 1539 号及び 22 生畜第 2074 号をもって農林水産省から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、①宮崎県、愛知県及び鹿児島県下の高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とした移動制限区域内での感染確認検査等の結果が陰性であったことを踏まえ、卵の移動制限区域からの出荷が順次再開されるとともに、鶏肉についても移動制限区域の縮小により新たに設定される搬出制限区域（半径 5 k m から 10 k m の範囲）で飼養される肉用鶏は、同区域内の食鳥処理場へのお荷、鶏肉への処理・加工、販売が可能となり、状況に応じ、同区域外の処理場へのお荷も認められることになるので、その旨の周知を図る等して、引き続き鶏卵・鶏肉等の円滑な流通の確保に努めることについて、また、②発生県産の家きんの卵及び肉の取り扱いについて、数件の小売店における当該県産の取り扱いはない等の不適切な表示の発見、スーパーマーケット 2 社が当該県産であることを理由に取引拒否を行う等の事案が発生した旨の報道があったことから、家きんの卵または肉の摂食により、同病が人に感染することは世界的にも報告がなく、科学的根拠に基づかない対応は慎むべきとの認識に立ち、再度、本病に関する適正な知識の普及について、それぞれ本会会員等に対する指導及び周知が依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



22総合第1538号  
22生畜第2064号  
平成23年2月2日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省総合食料局 流通課長  
食品産業振興課長  
食糧貿易課長  
生産局畜産部 畜産振興課長  
食肉鶏卵課長

### 鶏卵・鶏肉等の需給状況について

高病原性鳥インフルエンザの影響については、「鶏卵・鶏肉の需給状況について」（平成23年1月27日付け22総合第1503号、22生畜第2052号農林水産省総合食料局流通課長、食品産業振興課長、食糧貿易課長、生産局畜産部畜産振興課長、食肉鶏卵課長通知）によりお伝えしたところです。

その後、新たな発生も見られるところですが、卵については、感染確認検査等の結果を踏まえ、移動制限区域からの出荷が順次再開されてきています。

また、鶏肉についても、同結果を踏まえ、移動制限区域が半径5kmの範囲に縮小される結果、新たに設定される搬出制限区域（半径5kmから10kmの範囲）で飼養される肉用鶏は、同区域内の食鳥処理場に出荷し、鶏肉に処理・加工して販売することが可能となるとともに、状況に応じて、同区域外の食鳥処理場に出荷することも認められています（別添参照）。

貴会におかれましては、随時傘下会員に対し、これらの状況について周知を図っていただくなど、引き続き鶏卵・鶏肉等の円滑な流通の確保に努めていただきますよう、御指導方お願いします。

なお、鳥インフルエンザに関する最新情報については、随時、農林水産省ホームページ上で公開しております。

○ 鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省ホームページ内）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

# 農林水産省

プレスリリース

平成23年1月26日  
農林水産省

## 宮崎県における1例目の高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域内の感染確認検査の結果及び卵の出荷再開について

- 宮崎県における1例目の高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域内の感染確認検査の結果、すべて陰性と確認しました。
- これを受け、家きん疾病小委員会の意見を踏まえ、異常の有無の確認を徹底した上で、移動制限区域内の採卵鶏農場からの卵の出荷制限を解除することとしました。

### 1.概要

- 宮崎県における1例目の高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域内の37農場(採卵鶏農場20戸、肉用鶏農場14戸、肉用種鶏農場3戸)については、25日までに感染確認検査(ウイルス分離検査及び抗体検査)ですべて陰性を確認しました。
- 防疫指針においては、この検査で陰性となった採卵鶏農場からの卵の出荷が可能となっているところです。
- 今回は、この37農場の中から2例目の発生が確認されたため、この取扱いについて、家きん疾病小委員会を持回りで開催し意見を聴取しました。
- これを踏まえて、
  - 出荷まで毎日死亡鶏の数を家畜保健衛生所に報告すること
  - 出荷開始日又はその前日に、家畜保健衛生所の臨床検査を受けて異常がないことを確認することを条件として、卵の出荷を認めることとしました。
- 今後も卵の出荷については、上記の方針で対応します。
- なお、家きんについては、引き続き移動を禁止しています。

### 2.その他

- 宮崎県における2例目の発生について、(独)農研機構動物衛生研究所が、分離されたウイルスの接種試験及び遺伝子解析を実施したところ、当該ウイルスが強毒タイプであることを確認しました。
- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

#### — お問い合わせ先 —

消費・安全局動物衛生課  
担当者:伏見、嶋崎  
代表:03-3502-8111(内線4581)  
ダイヤルイン:03-3502-5994  
FAX:03-3502-3385

よりよいホームページづくりに努めていきたいと思っておりますので、アンケートにご協力ください。

質問1:このページの内容はあなたの役に立ちましたか。

役に立った どちらでもない 役に立たなかった

質問2:このページの説明はわかりやすかったですか。

わかりやすかった どちらでもない わかりにくかった

→ 具体的にわかりにくい表現などがあれば記入してください。

質問3:このページのタイトルは内容を適切に表していますか。

表している どちらでもない 表していない



# 農林水産省

プレスリリース

平成23年1月29日  
農林水産省

## 宮崎県における2例目の高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域内の感染確認検査の結果等について

- 宮崎県における2例目の高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域内の感染確認検査の結果、すべて陰性と確認しました。
- これを受け、1例目農場の周辺農場を中心とする移動制限区域内の農場と同様に、異常の有無の確認を徹底した上で、移動制限区域内の採卵鶏農場からの卵の出荷制限を解除するとともに、1例目と2例目を中心に設定されている移動制限区域を5kmに縮小し、5km～10kmの範囲を搬出制限区域に設定することとします。

### 1.概要

- 宮崎県における2例目の高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域内の82農場(1例目と重複する農場を除く:採卵鶏農場26戸、肉用鶏農場55戸、肉用種鶏農場1戸)については、29日までに感染確認検査(ウイルス分離検査及び抗体検査)ですべて陰性を確認しました。
- このため、1例目農場の周辺農場を中心とする移動制限区域内の農場と同様に、
  - 出荷まで毎日死亡鶏の数を家畜保健衛生所に報告すること
  - 出荷開始日又はその前日に、家畜保健衛生所の臨床検査を受けて異常がないことを確認することを条件として、卵の出荷を認めることとします。
- また、現在10kmに設定されている家きんの移動制限区域の範囲についても、防疫指針において、感染確認検査等の結果を踏まえ、半径5kmまで縮小できることとしています(縮小される範囲については、搬出制限区域に設定)。
- このため、第1例目及び第2例目の移動制限区域(第4例目の移動制限区域と重複する部分を除く)を5kmに縮小し、5km～10kmの範囲を搬出制限区域に設定することとします。

### 2.その他

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

#### — お問い合わせ先 —

消費・安全局動物衛生課  
担当者:伏見、嶋崎  
代表:03-3502-8111(内線4581)  
ダイヤルイン:03-3502-5994  
FAX:03-3502-3385

よりよいホームページづくりに努めていきたいと思っておりますので、アンケートにご協力ください。

質問1:このページの内容はあなたの役に立ちましたか。

役に立った どちらでもない 役に立たなかった

質問2:このページの説明はわかりやすかったですか。

わかりやすかった どちらでもない わかりにくかった

→ 具体的にわかりにくい表現などがあれば記入してください。

質問3:このページのタイトルは内容を適切に表していますか。

表している どちらでもない 表していない

送信する

リセット



## 愛知県における高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域内の感染確認検査の結果等について

- 愛知県における高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域内の感染確認検査の結果、すべて陰性と確認しました。
- これを受け、異常の有無の確認を徹底した上で、移動制限区域内の採卵鶏農場からの卵の出荷制限を解除するとともに、発生農場を中心に設定されている移動制限区域を5kmに縮小し、5km～10kmの範囲を搬出制限区域に設定することとします。

### 1.概要

- 愛知県における高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域内の44農場(採卵鶏農場19戸、採卵用うずら13戸、肉用鶏農場7戸、その他5戸)については、31日までに感染確認検査(臨床検査、ウイルス分離検査及び抗体検査)ですべて陰性を確認しました。
- このため、
  - 出荷まで毎日死亡鶏の数を家畜保健衛生所に報告すること
  - 出荷開始日又はその前日に、家畜保健衛生所の臨床検査を受けて異常がないことを確認することを条件として、卵の出荷を認めることとします。
- また、現在10kmに設定されている家きんの移動制限区域の範囲についても、防疫指針において、感染確認検査等の結果を踏まえ、半径5kmまで縮小できることとしています(縮小される範囲については、搬出制限区域に設定)。
- このため、移動制限区域を5kmに縮小し、5km～10kmの範囲を搬出制限区域に設定することとします。
- これにより、搬出制限区域内の肉用鶏農場は、と畜のため、搬出制限区域内の食鳥処理場への出荷が可能となります。

### 2.その他

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

#### — お問い合わせ先 —

消費・安全局動物衛生課  
担当者: 伏見、嶋崎  
代表: 03-3502-8111(内線4581)  
ダイヤルイン: 03-3502-5994  
FAX: 03-3502-3385

よりよいホームページづくりに努めていきたいと思っておりますので、アンケートにご協力ください。

質問1: このページの内容はあなたの役に立ちましたか。

役に立った どちらでもない 役に立たなかった

質問2: このページの説明はわかりやすかったですか。

わかりやすかった どちらでもない わかりにくかった

→ 具体的にわかりにくい表現などがあれば記入してください。

質問3: このページのタイトルは内容を適切に表していますか。

表している どちらでもない 表していない

送信する

リセット



## 鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域内の感染確認検査の結果等について

- 鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域内のすべての家きん飼養農場について、感染確認検査の結果、すべて陰性と確認しました。
- これを受け、発生農場を中心に設定されている移動制限区域を5kmに縮小し、5km～10kmの範囲を搬出制限区域に設定することとします。

### 1.概要

- 鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域内の41農場(肉用鶏農場32戸、その他9戸)については、本日、感染確認検査(臨床検査、ウイルス分離検査及び抗体検査)ですべて陰性を確認しました。
- 採卵鶏農場91戸については、30日までに感染確認検査ですべて陰性を確認し、この旨30日にプレスリリースしたところです。
- したがって、1が確認されたことで、移動制限区域内のすべての家きん飼養農場について、陰性を確認したことになります。
- 現在10kmに設定されている家きんの移動制限区域の範囲については、防疫指針において、感染確認検査等の結果を踏まえ、半径5kmまで縮小できることとしています(縮小される範囲については、搬出制限区域に設定)。
- このため、移動制限区域を5kmに縮小し、5km～10kmの範囲を搬出制限区域に設定することとします。
- なお、防疫指針に基づき、搬出制限区域からは、出荷日又はその前日に家畜保健衛生所の臨床検査を受けて異常がないことを確認することを条件として、搬出制限区域外の食鳥処理場に、と畜のため家きんを出荷することを認めることとします。

### 2.その他

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

#### — お問い合わせ先 —

消費・安全局動物衛生課  
担当者:伏見、嶋崎  
代表:03-3502-8111(内線4581)  
ダイヤルイン:03-3502-5994  
FAX:03-3502-3385

よりよいホームページづくりに努めていきたいと思っておりますので、アンケートにご協力ください。

質問1:このページの内容はあなたの役に立ちましたか。

役に立った どちらでもない 役に立たなかった

質問2:このページの説明はわかりやすかったですか。

わかりやすかった どちらでもない わかりにくかった

→ 具体的にわかりにくい表現などがあれば記入してください。

質問3:このページのタイトルは内容を適切に表していますか。

表している どちらでもない 表していない

送信する

リセット



22消安第8647号  
22総合第1539号  
22生畜第2074号  
平成23年2月4日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長  
総合食料局 食品産業振興課長  
生産局畜産部 食肉鶏卵課長

### 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

現在、家きんや野鳥等において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されており、各地の関係者におかれては、本病のまん延防止のための監視や正しい知識の普及に御努力いただいているかと存じます。

本病に関する正しい知識の普及については、「高病原性インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」（平成23年1月22日付け22消安第8271号、22総合第1460号、22生畜第7766号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、総合食料局食品産業振興課長、生産局畜産部食肉鶏卵課長通知）等において御協力をお願いしてきたところです。

本通知においては、当該県産の家きんの卵及び肉の扱いについて、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、関係者への配慮をお願いしておりましたが、いくつかの小売店舗において不適切な表示が発見されるとともに、今般、愛知県豊橋市において、スーパーマーケット2社が、鳥インフルエンザの発生地であったことをもって、豊橋産の卵の取引を中止するという事案が発生した旨の報道がありました。

既に御案内のとおり、家きんの卵又は肉の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておられません。科学的根拠に基づかない対応は、厳に慎むべきことと認識いたします。

これを踏まえ、再度、本病に関する正確な知識の普及について、会員及び関係者の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。